

# 東海東京証券の証券総合取引「約款・規定集」新旧対照表

(下線部分改正)

2024年1月20日改定

## ◆「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」

| 旧  | 新  |
|--|--|
| <p><b>第2条（非課税口座開設届出書等の提出等）</b></p> <p>1. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の15の3第24項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出していただきます。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p>4. 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合<br/>非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定または特定累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合<br/>非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定、累積投資勘定または特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> | <p><b>第2条（非課税口座開設届出書等の提出等）</b></p> <p>1. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の15の3第19項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出していただきます。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合<br/>非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合<br/>非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> |

| 旧   | 新  |
|---|--|
| <p>5. お客様が当社の非課税口座に設けられるべき<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定</u>または<u>特定非課税管理勘定</u>を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定</u>または<u>特定非課税管理勘定</u>が設けられる日の属する年（以下「<u>設定年</u>」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、<u>租税特別措置法第37条の14第13項</u>に規定する「<u>金融商品取引業者等変更届出書</u>」を提出していただきます。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、<u>設定年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定</u>または<u>特定非課税管理勘定</u>に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>6. 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定</u>または<u>特定非課税管理勘定</u>が既に設けられている場合には当該<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定</u>または<u>特定非課税管理勘定</u>を廃止し、お客様に<u>租税特別措置法第37条の14第5項第9号</u>に規定する「<u>勘定廃止通知書</u>」を交付します。</p> <p><b>第4条（非課税口座の開設について）</b></p> <p>1. 当社がお客様から「<u>非課税口座開設届出書</u>」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に<u>非課税管理勘定、累積投資勘定</u>または<u>特定累積投資勘定</u>および<u>特定非課税管理勘定</u>を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、<u>所轄税務署長</u>から当社にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</p> <p>2. （省略）</p> <p><b>第15条（非課税管理勘定、累積投資勘定の変更手続き）</b></p> <p><u>お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当社が定める期日までに、当社に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。</u></p> <p><b>第16条～第22条（省略）</b></p> <p><b>附 則（2023年9月30日変更）</b></p> <p>この約款は、<u>2023年9月30日</u>より適用させていただきます。</p> | <p>5. お客様が当社の非課税口座に設けられるべき<u>特定累積投資勘定</u>または<u>特定非課税管理勘定</u>を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該<u>特定累積投資勘定</u>または<u>特定非課税管理勘定</u>が設けられる日の属する年（以下「<u>設定年</u>」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、<u>租税特別措置法第37条の14第13項</u>に規定する「<u>金融商品取引業者等変更届出書</u>」を提出していただきます。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、<u>設定年分の特定累積投資勘定</u>または<u>特定非課税管理勘定</u>に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>6. 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る<u>特定累積投資勘定</u>または<u>特定非課税管理勘定</u>が既に設けられている場合には<u>特定累積投資勘定</u>または<u>特定非課税管理勘定</u>を廃止し、お客様に<u>租税特別措置法第37条の14第5項第9号</u>に規定する「<u>勘定廃止通知書</u>」を交付します。</p> <p><b>第4条（非課税口座の開設について）</b></p> <p>1. 当社がお客様から「<u>非課税口座開設届出書</u>」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に<u>特定累積投資勘定</u>および<u>特定非課税管理勘定</u>を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、<u>所轄税務署長</u>から当社にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p><b>第15条～第21条（現行どおり）</b></p> <p><b>附 則（2024年1月20日変更）</b></p> <p>この約款は、<u>2024年1月20日</u>より適用させていただきます。</p> |